

県民税利子割納入申告書の記載についてのお願い

県民税利子割の納入申告については、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
 さて、県民税利子割の納入申告書の記載については、**必要事項の記載漏れや記載誤りが多く**、事務処理に支障をきたしております。記載漏れ等があった場合は、確認等で特別徴収義務者（金融機関等）の皆様にご迷惑をおかけすることになります。
 つきましては、裏面の記載例を参考にして、**記載漏れ等がないように**お願いします。

1 納入申告書作成上の注意事項について

特別徴収義務者番号		取業 扱所	法人番号									
		営等										
処理 事項	ア	イ	ウ	エ	口座番号				加入者名			
▲	支 払 金 額	01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	特別徴収税額	02										
	(延 滞 金)	03										
	納入金額合計	04										
課税事務所		管轄の県税事務所名										
(取りまとめ店)		広島銀行県庁支店										
(取りまとめ局)		〒730-8794 広島貯金事務センター										

【処理事項欄の記入内容】

ア欄…管轄の事務所コード（2桁）

※管轄の事務所コードは、右の表のとおりです。

県税 事務所	西部					東部		北部
	広島	呉	廿日市	芸北	東広島	尾三	福山	備北
事務所 コード	02	04	05	06	08	11	12	14

イ欄…特別徴収義務者番号（10桁のもの）

ウ欄…利子等の支払をした年月（4桁）
 《例》令和6年4月利子支払分 → 0604

エ欄…利子等の種類コード（3桁）
 《例》銀行預金利子 → 020

「利子等の種類コード一覧表」（処理事項の工欄）

	利子等の種類	通常分	マル優 無効分	納入申告書の作成方法
公社債利子等用	特定公社債以外の公社債の利子	010	012	利子等の種類ごとに納入申告書を 1部ずつ 作成
	銀行預金利子	020	022	
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	030	032	
	勤務先預金等の利子	040	042	
	合同運用信託の収益の分配	050	052	
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外 の収益の分配	060	062	
	郵便貯金利子	070	072	
	国外一般公社債等の利子等	080	082	
私募公社債等運用投資信託等 の収益の分配等用	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	090	092	利子等の種類ごとに納入申告書を 1部ずつ 作成
	私募公社債等運用投資信託の収益の分配	100	102	
	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で 公募以外のもの	110	112	
懸賞金付預貯金等の懸賞金等 等用	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	120	122	懸賞金付預貯金等～一時払保険等 までを まとめて1部 作成
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等 ～ 一時払損害保険等の差益	990	992	

※ マル優無効分については通常分とは番号が異なりますので、ご注意ください。

2 マル優無効分の取扱いについて

(1) 納期限内に判明したマル優無効分

通常分の申告に合わせて納入申告書を作成してください。

《例》令和6年4月21日に判明した、次のマル優無効分についての納入方法

令和6年4月15日 → 令和6年4月分 → 令和6年5月10日納期限

◆納期限内であるため、令和6年4月分として、通常分と合わせて納入する。
(利子等の種類コードについて、「通常分」コードを使用 例：020)

(2) 納期限後に判明したマル優無効分

利子等の支払を行った実績年月ごとに各1部納入申告書を作成してください。実績年月をまとめて納入申告書を作成しないでください。

《例》令和6年4月21日に判明した、次のマル優無効分についての納入方法

令和4年4月16日 → 令和4年4月分 → 令和4年5月10日納期限

令和4年4月26日

令和4年5月12日 → 令和4年5月分 → 令和4年6月10日納期限

◆納期限後であるため、令和4年4月分及び令和4年5月分の納入申告書をそれぞれ作成し、マル優無効分として納入する。
(利子等の種類コードについて、「マル優無効分」コードを使用 例：022)

3 eLTAXによる利子割の電子申告・電子納入について

令和3年10月1日から地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用した電子申告納入が可能となっております。

まだ導入されていない特別徴収義務者様におかれましては、積極的な導入の検討・ご利用をお願いします。

また、eLTAXによる利子割の電子申告・電子納入に係る広島県における注意事項は以下のとおりです。

○ eLTAXの利用の際、まず利用者IDを取得する必要がありますが、この際に、必ず特別徴収義務者番号ごと(支店・事業所ごと)に利用者IDを取得してください。(※1つの利用者IDで複数の特別徴収義務者番号による申告納入は行わないでください。)

その他、利用方法の詳細確認・ご質問等ございましたら、「利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化に係る特設ページ」サイト(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>)をご確認いただくか、eLTAXお問い合わせ窓口(<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiwase/helpdesk/>)へお問い合わせください。